

令和5年1月20日

保護者 様

幸手市教育委員会教育長 山西 実
幸手市立さかえ小学校長 中沢朋宏

令和5年度以降の幸手市における新しい学校教育の在り方について（通知）

日頃より、幸手市の教育の充実に向けて多大なる御支援・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、幸手市では平成25年度より土曜授業を実施してまいりました。しかし、これからの幸手市における新しい学校教育の在り方について検討を重ねた結果、令和5年度からは従前の土曜授業を廃止し、夏季休業日を短縮することで教育活動の質を高め、一層の充実を図ります。

つきましては、下記のとおり変更いたしますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 夏季休業日

現行： 7月21日～8月31日
令和5年度以降： 7月21日～8月24日

2 第2学期

現行： 9月 1日～12月31日
令和5年度以降： 8月25日～12月31日

3 給食の実施について

8月中、始業式・8月31日（幸手市教職員研修会のため）の2日以外は給食を実施します。

4 土曜日または日曜日の取扱い

- ・従前の振替休業日がない土曜授業は、廃止します。
- ・校長の判断で授業参観や学校行事等を実施した際は、振替休業日を設けることとします。